

庁議（令和6年1月23日）結果について

- 1 開催日 令和6年1月23日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長
- 4 説明者 公営事業部長、市民部長、福祉部長、健康・こども部長、教育総務部長、  
社会教育部長、行政総務課長、職員課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

(1) 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要点及び理由 高齢福祉課所管の「平塚市特別養護老人ホーム整備事業事業者及び平塚市有料老人ホーム設置事業事業者選考委員会」を廃止し、担当する事務については介護保険課が所管する「平塚市地域密着型サービス事業者等選考委員会」の中で取り扱うことから、別表を整備する。</p> <p>2 施行日 令和6年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 本市職員の昇給制度を整備するとともに、他の職員に比して著しく特殊な職に対して、調整額を支給するもの。</p> <p>2 改正内容 (1) 昇給制度の見直し ア 規則で定める年齢を超える職員の昇給 定年年齢が引き上げられたことに伴い、給与水準の上昇を抑制するため、60歳を超える職員は、昇給しないこととする。 イ 任期付職員の昇給 これまで昇給の対象外であった任期付職員について、正規職員に適用される基準に準じて昇給することとする。 (2) 調整額の支給 職務の複雑さ、責任の度合い、又は勤労の強度その他の勤労条件が同じ級に属する他の職員に比して著しく特殊な職に対して、調整額を支給する。 なお、対象者は規則に規定することとし、建築主事に月額5,000円の調整額を支給する。</p> <p>3 施行日 (1) 公布の日 (2) 令和6年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市自転車競走実施条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>かつては、本場開催時に入場料を徴収しなければならなかったが、平成19年の自転車競技法の改正により、入場料の義務的徴収規定（旧法第6条）が削除された結果、入場料を無料とする場が相次ぎ、現在は全国42場のうち30場が無料となっている現状を踏まえ、入場者の増加等の効果が見込めるため、入場料を無料とする規定に条文を整備するものである。</p> <p>なお、特別観覧席料については、徴収する。</p> <p>また、本条例の一部改正に伴う平塚市自転車競走実施規則の条文整備は別途行っているところである。</p> <p>施行日 令和6年7月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 【第2期】平塚競輪中期経営計画（2024～2027）（案）について

概要	<p>競輪業界及び平塚競輪を取り巻く現状を分析しながら、平塚競輪の運営方針の方向性を取りまとめたもので、今後の平塚市の競輪事業を展開するうえでの指針的な位置づけとするもの。</p> <p>施行日 令和6年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 介護保険料の改定について</p> <p>第9期介護保険事業計画では、高齢者人口、要介護認定者の増加及び介護サービス提供基盤の充実を図ることにより介護給付費の伸びが見込まれることから、介護保険料の改定が必要となる。</p> <p>なお、改定にあたっては 介護保険給付費支払準備基金の取崩しなどにより、保険料負担の軽減を図っていく。</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部改正に伴う必要な規定の整備</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市障がい福祉計画（第7期）及び平塚市障がい児福祉計画（第3期）の策定について

概要	<p>本計画は、「平塚市障がい者福祉計画（第4期）～ひらつか障がい者福祉プラン かがやき～」で掲げる「自分らしさを大切にしながら 多様な個性が輝く 共生のまち ひらつか」の基本理念に基づき策定するものである。また、厚生労働省が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」に即するとともに、神奈川県のお考え方や関係団体等からの市民意見を反映している。</p> <p>令和5年度までに着手した基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点等の整備を盛り込むなど、障がい者の地域生活支援に資す</p>
----	--

	<p>る内容としている。</p> <p>なお、計画期間は国の基本指針に即した上で、今後「平塚市障がい者福祉計画」と計画を一体化する予定であることから、令和6年度から令和11年度とした</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 国民健康保険税については、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、市町村は県が示す標準保険税率を参考にして国民健康保険税の税率等を定めることとなっている。</p> <p>令和6年度の国民健康保険税の税率等について、本市国民健康保険の被保険者の状況や財政状況等を踏まえて保険税率の改定に伴う条例改定をするほか、必要な規定を整備する。</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(8) (仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業事業変更契約の締結について

概要	<p>「(仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業 (以下、「本事業」という。)」において、本事業の整備業務を進めるにあたり、「市道田村25号線」について、関係機関等と協議をした結果、事業開始による通行車両の増加や地域住民の動線に配慮した道路整備を本事業の中で一体的に行うこととし、追加工事が発生したため、本事業要求水準書を変更し、事業変更契約を締結するもの。</p> <p>(1) 主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路舗装構成の変更</li> <li>・歩道の延伸と当該整備に伴う道路整備範囲の拡大</li> </ul> <p>(2) 変更金額</p> <p>変更前 16,086,317,227円</p> <p>変更後 16,098,214,079円</p> <p>増額金額 11,896,852円</p>
結果	審議の結果承認された。

(9) ひらつか男女共同参画プラン2024策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>本市では、平成29年に「ひらつか男女共同参画プラン2017」を策定し、男女がともに活躍できる社会を実現するため、市民、事業所、地域、団体と市が力を合わせて様々な施策に取り組んできた。プランの策定から7年が経過し、社会情勢にも様々な変化が生じており、現行プランの進捗状況や令和4年に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、これまでの取組をさらに推進していくため、「ひらつか男女共同参画プラン2024」を策定する。</p> <p>ひらつか男女共同参画プラン2024（素案）について、パブリックコメント手続を令和5年11月17日から令和5年12月18日</p>
----	---

	まで実施した。頂いた御意見と市の考え方の取りまとめを行い、市附属機関であるひらつか男女共同参画推進協議会で協議し、ひらつか男女共同参画プラン2024（最終案）を作成した。
結果	審議の結果承認された。

## 7 報告事項

### (1) 平塚市犯罪被害者等支援施策（案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による生命・心身・財産上の直接的な被害だけでなく、被害後の様々な生活上の問題などに直面し、また社会から孤立することも多く、抱える負担は大きくなっている。</p> <p>そこで、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援施策の基本事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、平塚市犯罪被害者等支援施策（案）を作成した。</p> <p>については、次のとおりパブリックコメント手続を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見募集期間 令和6年2月16日（金）から令和6年3月18日（月）まで</li> <li>2 周知方法 広報ひらつか（2月第3金曜日号）及び市ホームページ</li> <li>3 閲覧場所 市役所、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター及び市ホームページ</li> <li>4 意見の提出方法 持参、郵送、ファクス、電子メール及び電子申請システム</li> <li>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表（回答）する。</li> </ol>
----	---

### (2) (仮称) 第2期平塚市スポーツ推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>「誰もがいつまでも健康でスポーツに親しむ」ため、本市及び市民、スポーツ関係団体などが取り組む施策を示した計画である平塚市スポーツ推進計画の実施期間が今年度で終了することに伴い、計画策定から10年が経過し、その間で人口減少・少子高齢化が進んでおり、スポーツを主体とした健康増進も含めこれからの時代により的確に対応するため、令和6年度を始期とする（仮称）第2期平塚市スポーツ推進計画（素案）がまとまりましたので、内容を公表し市民の意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見募集期間 令和6年2月16日（金）から令和6年3月18日（月）まで</li> <li>2 周知方法</li> </ol>
----	--

	<p>広報ひらつか（2月第3金曜日号）、市ホームページ、記者発表、SNS</p> <p>3 素案の閲覧場所 市庁舎本館(市政情報コーナー)、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各福社会館、保健センター、青少年会館</p> <p>4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表（回答）する。</p>
--	---

以上